3　昼間走行灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　昼間走行灯の数は、２個であること。

二　昼間走行灯は、その照明部の最内縁において600㎜（幅が1,300㎜未満の自動車にあっては、400㎜）以上の間隔を有するものであること。

三　昼間走行灯は、その照明部の下縁の高さが地上250㎜以上、上縁の高さが地上1,500㎜以下となるように取り付けられていること。

四　前面が左右対称である自動車に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取り付けられていること。

五　昼間走行灯の照明部は、昼間走行灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに昼間走行灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より昼間走行灯の内側方向20°の平面及び昼間走行灯の外側方向20°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

六　原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前部霧灯又は前照灯が点灯しているときは、昼間走行灯は自動的に消灯するように取り付けられなければならない。ただし、道路交通法第52条第１項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。

七　昼間走行灯は、点滅するものでないこと。

八　昼間走行灯の直射光又は反射光は、当該昼間走行灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

九　自動車の前面に備える方向指示器と昼間走行灯との距離が40㎜以下である場合にあっては、方向指示器の作動中、当該方向指示器と同じ側の昼間走行灯は、消灯するか、又は光度が低下する構造であってもよい。

十　方向指示器が昼間走行灯との兼用式である場合にあっては、方向指示器の作動中、当該方向指示器と同じ側の昼間走行灯は消灯する構造であること。

十一　昼間走行灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第１項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。

4　次の各号に掲げる昼間走行灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯

第一百十八条第十項中第二号の次に次の一号を加える。

二の二　昼間走行灯

第一百十八条第十一項中「低速走行時側方照射灯」の下に「、昼間走行灯」を加える。

第一百二十四条第十一項中「各号」を「及び第10項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「取り付け」を「取付け」に、「後写鏡」を「鏡その他の装置」に、「前項第１号」を「第９項第１号及び前項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第７項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一　鏡体部及びその支持部により構成される装置は、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取り付けられており、かつ、取付部付近の自動車の最外側より突出しない構造。ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあっては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取り付けられている構造であればよいものとする。

二　カメラ及び画像表示装置により構成される装置は、確実に取り付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造

第一百六十八条第三項中「前項第六号」を「前項第６号」に改め、同項第三号中「第一号」を「第１号」に改める。

第一百八十四条第三項中「前項第六号」を「前項第６号」に改める。

別紙九一・ただし書及び４・一一・一・ただし書中「法第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は」を削る。

別紙一一十から別紙一一十一までを削る。

別紙五十一一２・35・の次に次のように加える。

2.36.　「昼間走行灯」とは、保安基準第34条の３に規定する昼間走行灯をいい、昼間に自動車の前方からの視認性を向上させることを目的とした灯火をいう。

別紙五十一一３・15・中「車室外乗降支援灯　白色」の次に次のように加える。

昼間走行灯　白色

別紙五十一一４・一・２・ただし書中「法第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は」を削り、同別紙４・一・７・５・の次に次のように加える。

4.1.7.6.　走行用前照灯は、次に掲げる場合を除き、点灯できないように取り付けられなければならない。ただし、道路交通法第52条第１項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、短い間隔で断続的に点滅する又は交互に点灯させることにより警報を発する目的で前照灯を用いる場合にあっては、この限りでない。

4.1.7.6.1.　前照灯の点灯操作装置が点灯位置にある場合

4.1.7.6.2.　前照灯の点灯操作装置が自動位置にある場合であって、かつ、前照灯を点灯させる制御信号が発せられている場合

別紙五十一一４・２・２・ただし書中「法第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は」を削り、同別紙４・２・７・を次のように改める。

4.2.7.　電気結線

4.2.7.1.　すれ違い用前照灯の操作装置は、すれ違い用前照灯を点灯するように操作したときに、すべての走行用前照灯を同時に消灯するものであること。

4.2.7.2.　すれ違い用前照灯は、走行用前照灯が点灯しているときに、引き続き点灯するものであってもよい。